

## 東京都北区日常生活用具等経費補助事業実施要綱

18北福障第1106号

平成18年9月22日区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号に基づき障害者及び障害児に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具等の購入に予算の範囲内において補助金を交付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (障害者の定義)

第2条 この要綱の事業において障害者とは、第1号から第4号までに規定する者をいい、障害児とは第5号に規定する者をいう。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する者
- (2) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者のうち、同法第45条に規定する精神保健福祉手帳所持者、法52条に規定する自立支援医療受給者証受給者又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条に規定する障害基礎年金受給者
- (4) 難病患者等 法第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である18歳以上である者
- (5) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児

### (対象者等)

第3条 補助金は、区内に居住する在宅の障害者及び障害児（以下「障害者（児）」という。）で別表の対象者欄に掲げられるものに対して交付する。ただし、対象者又は対象者と同一世帯の世帯員（障害者にあつてはその配偶者に限る。）のうち市区町村民税所得割（扶養親族を有する者にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の

地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額)の最多納税者の納税額が46万円以上の場合又は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく日常生活用具の給付対象者は対象外とする。

- 2 区長は、補助金の交付対象である障害児又は当該障害児の属する世帯の他の世帯員が未婚のひとり親である場合には、当該障害児又は当該障害児の属する世帯の他の世帯員を地方税法第292条第1項に規定する寡婦又は寡夫とみなし、同法第295条又は第314条の2第1項若しくは第3項の規定により、前項の市区町村民税所得割の額を算定するものとする。
- 3 補助金の交付は、原則として一世帯当たり別表に掲げる用具の種目について1件までとする。
- 4 補助金の額は、一月につき、同一の月に購入した日常生活用具について、区長が認定した日常生活用具の額を合計した額から東京都北区地域生活支援事業実施要綱(平成18年9月22日区長決裁18北福障第835号)第8条第2号に規定する利用者負担額の負担上限月額(ただし、この額が区長が認定した日常生活用具の額の100分の10に相当する額を超えるときは当該相当する額)を差し引いた額とする。
- 5 第1項本文の規定にかかわらず、T字状・棒状つえ、頭部保護帽、点字器、人工喉頭、収尿器、ストーマ装具及び紙おむつについては、在宅以外の障害者(児)も対象とする。

(用具の再購入の場合の補助金交付)

第4条 既に補助を受けている種目と同一の種目の再購入に係る申請については、前回の補助を行った日から別表の耐用年数欄に規定する期間を経過する日までは、原則として補助対象外とする。ただし、修理不能により用具の使用が困難になった場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、当該期間を経過した後においても、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、用具の再購入に係る補助金を交付することができるものとする。

- (1) 再購入することが部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合
- (2) 操作機能の改善等を伴う新たな機器を使用することにより障害者(児)の用具の使用効果が向上する場合
- (3) その他区長が特に必要があると認める場合

(ストーマ装具及び紙おむつ)

第5条 ストーマ装具及び紙おむつについては、補助決定は月を単位として行う。

2 身体障害者手帳新規取得によるストーマ装具及び紙おむつの補助決定は、日常生活用具の申請日にかかわらず手帳交付日の属する月から対象とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる次の用具の購入及び住宅設備の改善の経費とする。

- (1) 介護・訓練支援用具
- (2) 自立生活支援用具
- (3) 在宅療養等支援用具
- (4) 情報・意思疎通支援用具
- (5) 排泄管理支援用具
- (6) 住宅設備の改善

2 前項第4号に規定する情報・意思疎通支援用具のうちの点字図書及び同項第6号に規定する住宅設備の改善については、それぞれ別途要綱を定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、見積書を添付の上、東京都北区地域生活支援事業補助申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第5号様式）を区長に提出するものとする。ただし、第3条第2項に規定する方法により市区町村民税所得割の額の算定をする場合は、寡婦（夫）控除等のみなし適用申請書（別記第1号様式）を添付するものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を日常生活用具等経費補助（却下）決定通知書（別記第2号様式・第3号様式）に日常生活用具等経費補助支給券（別記第4号様式）を添付し当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 日常生活用具購入時に日常生活用具等経費補助支給券を事業者に提出し、購入価格から区の補助額を差し引いた額を事業者に支払うこと。
- (2) 日常生活用具補助金の請求及び受領を事業者に委任すること。

(補助金の請求)

第10条第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）から代理請求及び代理受領を委任された事業者は、日常生活用具納入日から30日以内に請求書に日常生活用具等経費補助支給券を

添付し、区長に補助金の代理請求及び代理受領をするものとする。

(決定の取消し)

第11条補助金交付決定者又はその扶養義務者が、補助金の交付目的に反して日常生活用具を使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を日常生活用具等経費補助決定取消通知書（別記第5号様式）により取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(委任)

第13条この要綱の実施に必要な事項は、健康福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 北区重度心身障害者（児）日常生活用具給付要綱（平成18年3月28日区長決裁17北福第1057号）は、廃止する。
- 3 第6条第1項第5号に規定する排泄管理支援用具のうちの蓄便袋及び蓄尿袋の申請書については、平成19年3月31日までの間身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第11号による補装具交付申請書を読み替えて使用することができる。

付 則（平成19年9月5日区長決裁19北福障第2337号）

この要綱は、平成19年7月1日から適用する。

付 則（平成20年4月2日区長決裁19北福障第4264号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月18日区長決裁20北福障第4380号）

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

付 則（平成22年3月25日区長決裁21北福障第4499号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月17日区長決裁22北福障第4474号）  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日区長決裁23北福障第4866号）  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年9月14日区長決裁24北福障第2789号）  
この要綱は、平成24年7月1日から適用する。

付 則（平成25年3月27日区長決裁24北福障第4863号）  
1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
2 北区難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱（平成15年11月13日区長決裁15北健保第866号）は、廃止する。  
3 前項の規定による廃止前の北区難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の規定により給付した用具は、この要綱の規定により給付した用具とみなす。

付 則（平成26年3月31日区長決裁25北福障第5101号）  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月18日区長決裁26北福障第5075号）  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年2月29日区長決裁27北福障第4658号）  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月17日区長決裁28北福障第4486号）  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年2月20日区長決裁29北福障第5181号）  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日区長決裁30北福障第5542号）  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。